

政令第 号

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

理由

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。